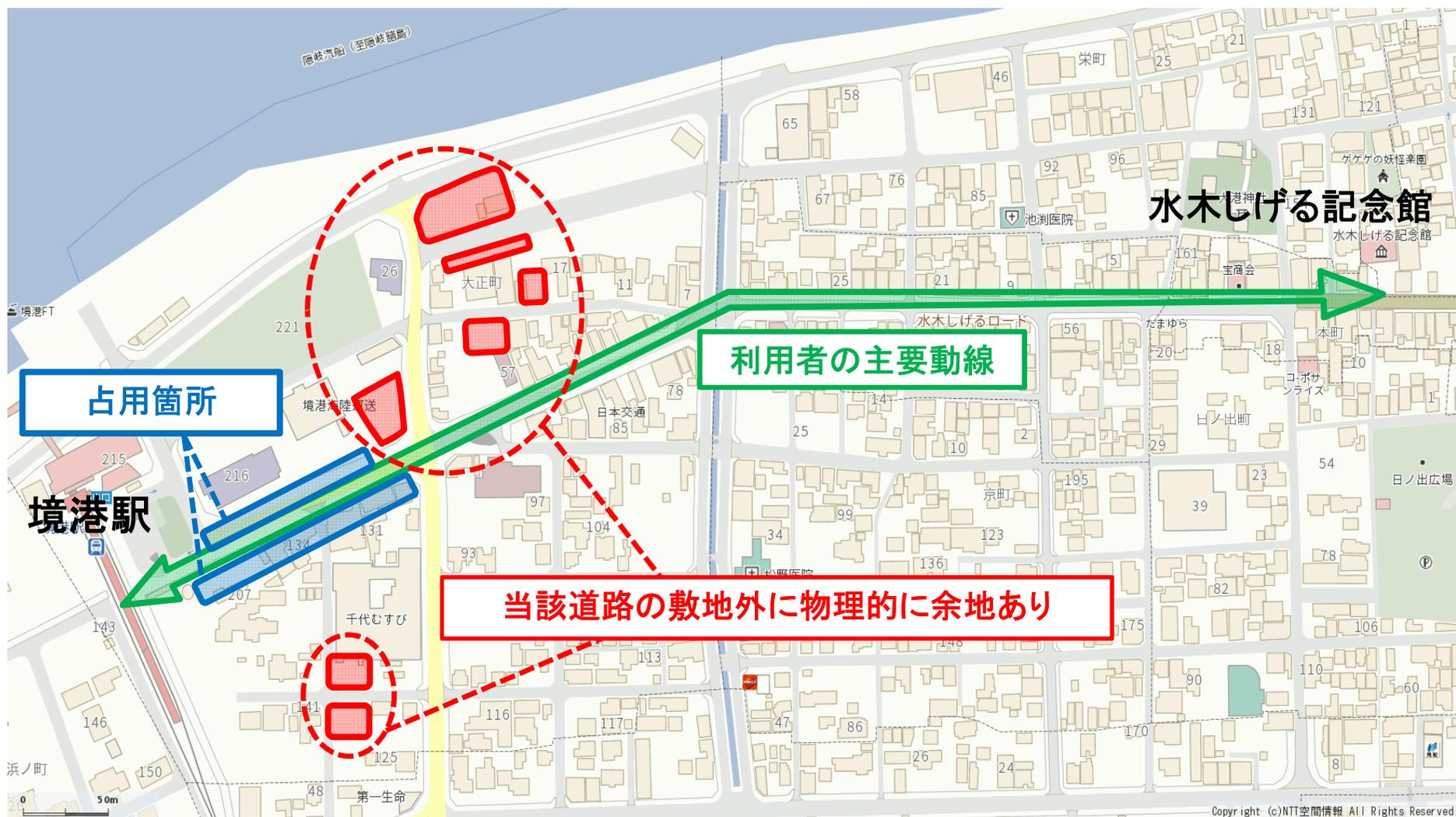


無余地性の基準の概要



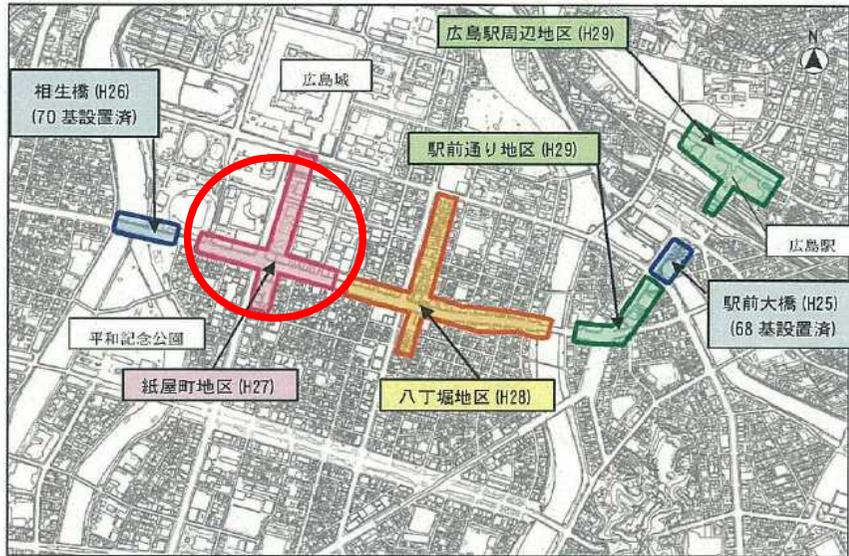
9. 広島県広島市 「四季の花設置事業」

道路管理者	国土交通省中国地方整備局
占用主体	広島市
占用の場所	平成 28 年7月 11 日～平成 33 年3月 31 日
占用期間	国道 54 号(広島駅～紙屋町・八丁堀地区)
主な 占用物件	花壇(道路法第 32 条第 1 項第 1 号)
無余地性の 基準の概要	<p>広島駅周辺から紙屋町・八丁堀地区にかけて花壇を設置するもの。占用場所の周辺の民地に余地が存在するが、広島市は「四季の花プランター設置事業」の一環として花壇を設置しようとしており、民地に設置した場合は、設置箇所が断続的となることにより、統一された良好な景観が形成されないため、利用者の利便性を考慮し、道路敷地外に余地がないと判断した。</p>

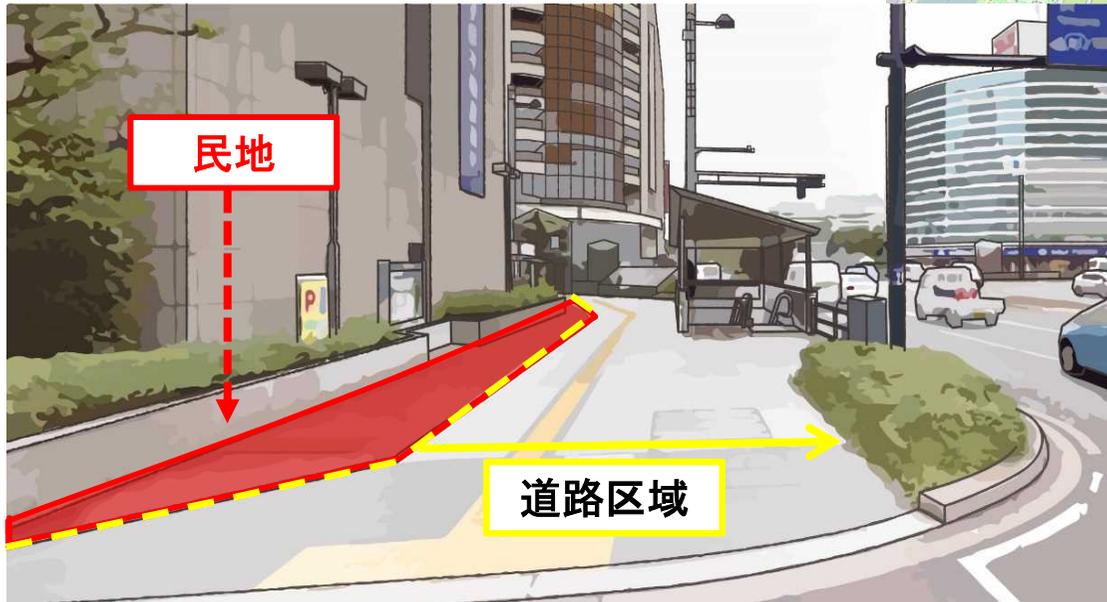


写真出典: 広島市

無余地性の基準の概要



フラワーポット (プランター) 設置エリア位置図



10. 鹿児島県鹿児島市「コミュニティサイクルポートかごりん」

道路管理者	鹿児島県
占用主体	鹿児島市
占用の場所	鹿児島中央停車場線、鹿児島加世田線
占用期間	平成26年11月27日～平成31年3月31日
主な 占用物件	サイクルポート(道路法施行令第7条第12号)
無余地性の 基準の概要	<p>占用の場所から約300m～400m離れた位置に余地が存在するが、自家用車等から自転車及び公共交通機関への転換の促進というコミュニティサイクルの事業目的を勘案すると、占用の場所は、複数の交通機関が集まる交通結節点となっており、通勤や通学だけでなく、観光客も多く利用する場所であることから、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。</p>



写真出典：鹿児島市